



産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金

平成29年度補正予算（案）
901百万円

事業目的・概要等

事業概要

- 産業廃棄物の不法投棄等事案は、都道府県等が廃掃法に基づき行政指導・行政処分を行い、撤去を命ずることが一般的。
- しかしながら、行為者等の資力が乏しい場合等は、行政処分に従わず産業廃棄物が長期に渡り不衛生な状態で放置されることとなり、生活環境保全上の支障（燃えがら等の飛散や、雨水等によって廃棄物内有害物質が溶出し土壌・地下水を汚染）が生じる場合がある。
- これらの支障については、周辺地域へ影響が及ばないように、都道府県等が行政代執行により支障除去等事業を実施せざるを得ない。
- 産廃特措法に基づき、都道府県等へ当該事業の費用の一部を補助するもの。

事業スキーム

<平成10年6月16日以前の不法投棄等>

- 産廃特措法に基づく支援
産廃特措法に基づき、平成25年3月31日までに環境大臣に協議し、同意を得た各都道府県等が実施する特定支障除去等事業へ支援



<補助率> 有害産業廃棄物：1/2
その他の産業廃棄物：1/3

期待される効果

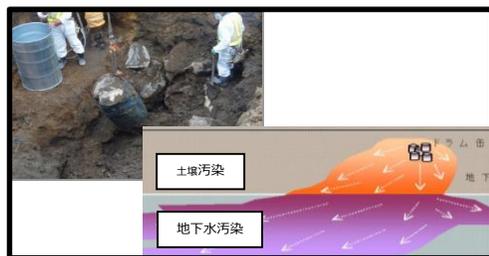
- 産業廃棄物の不法投棄等を起因とする生活環境保全上の支障等の除去および拡散防止による防災・減災。

イメージ

山積みされた不法投棄



土壌・地下水の汚染



都道府県等を財政支援

<都道府県等>

支障除去等
事業の実施

地域住民の
生活環境の保全